

## ソフトウェア関連発明特許に係る判例紹介

～被告製品は「操作メニュー情報」を備えず構成要件を充足しないと判断された裁判例～

令和元年（ネ）第10081号

控訴人：株式会社コアアプリ

被控訴人：シャープ株式会社

2021年 1月20日

執筆者 弁理士 田中 伸次

### 1. 概要

本件は、発明の名称を「入力支援コンピュータプログラム，入力支援コンピュータシステム」とする特許（特許第4611388号。以下，この特許を「本件特許」といい，本件特許に係る特許権を「本件特許権」という。）の特許権者である控訴人が，被控訴人によるスマートフォン「AQUOS SERIE SHV32」（以下「被告製品」という。）の製造及び販売が本件特許権の侵害に当たる旨を主張して，被控訴人に対し，損害賠償を求めた事案である。

原審（平成30年（ワ）第8302号）は，被告製品及び被告製品にインストールされているソフトウェア（以下「本件ホームアプリ」という。）は，本件特許の特許請求の範囲の請求項3及び4に係る各発明（以下，請求項3に係る発明を「本件発明3」，請求項4に係る発明を「本件発明4」といい，これらを併せて「本件各発明」という。）の技術的範囲に属さないとして，控訴人の請求を棄却した。控訴人は，原判決を不服として本件控訴を提起した。

本件では，被告製品は画像情報である「操作メニュー情報」を備えないので，本件特許の構成要件Eを満たさず，被告製品及び本件ホームアプリは，本件特許の技術的範囲には含まれないと判断された。

### 2. 本件特許

#### (1) 特許請求の範囲の記載

本件発明3は以下のとおりである。以下の記載は原審判決文からの引用である。

- A 1 情報を記憶する記憶手段と，情報を処理する処理手段と，利用者に情報を表示する出力手段と，利用者からの命令を受け付ける入力手段とを備えたコンピュータシステムにおけるコンピュータプログラムであって，
- A 2 利用者が前記入力手段を使用してデータ入力を行う際に実行される入力支援コンピュータプログラムであり，
- B 前記記憶手段は，ポインタの座標位置によって実行される命令結果を利用者が理解できるように前記出力手段に表示するための画像データである操作メニュー情

報と、当該操作メニュー情報にポインタが指定された場合に実行される命令と、を関連付けた操作情報を1以上記憶し、当該操作情報は、前記記憶手段に記憶されているデータの状態を表す情報であるデータ状態情報に関連付けて前記記憶手段に記憶されており、

C 1 前記処理手段に、

D (1) 前記入力手段を介して、前記入力手段における命令ボタンが利用者によって押されたことによる開始動作命令を受信した後から、利用者によって当該押されていた命令ボタンが離されたことによる終了動作命令を受信するまでにおいて、以下の(2)及び(3)を行うこと、

E (2) 前記入力手段を介してポインタの位置を移動させる命令を受信すると、当該受信した際の前記記憶手段に記憶されているデータの状態を特定し、当該特定したデータ状態を表すデータ状態情報に関連付いている前記操作情報を特定し、当該特定した操作情報における操作メニュー情報を、前記記憶手段から読み出して前記出力手段に表示すること、

F (3) 前記入力手段を介して、当該出力手段に表示した操作メニュー情報がポインタにより指定されると、当該ポインタにより指定された操作メニュー情報に関連付いている命令を、前記記憶手段から読み出して実行し、当該出力手段に表示した操作メニュー情報がポインタにより指定されなくなるまで当該実行を継続すること、当該命令の実行により変化した前記記憶手段に記憶されているデータの状態を特定し、当該特定したデータ状態を表すデータ状態情報に関連付いている前記操作情報を特定し、当該特定した操作情報における前記操作メニュー情報を、前記記憶手段から読み出して前記出力手段に表示すること、

G (4) 前記入力手段を介して、前記開始動作命令の受信に対応する、前記命令ボタンが利用者によって離されたことによる終了動作命令を受信すると、前記出力手段へ表示している前記メニュー情報の表示を終了すること、

C 2 を実行させることを特徴とする入力支援コンピュータプログラム。

本件発明4は以下のとおりである。

H 1 情報を記憶する記憶手段と、情報を処理する処理手段と、利用者に情報を表示する出力手段と、利用者からの命令を受け付ける入力手段とを備えたコンピュータシステムであって、

H 2 前記記憶手段が、請求項1乃至3のいずれか1記載の入力支援コンピュータプログラムを記憶し、

H 3 前記処理手段が前記各処理を行うことを特徴とする入力支援システム。

## (2) 本件各発明

### ア 本件各発明の課題

本件各発明が解決しようとする課題は、システム利用者の入力を支援するためのコンピュータシステムにおける簡易かつ便利な入力的手段を提供することであり、特に、利用者が必要になった場合にすぐに操作コマンドのメニューを画面上に表示させ、必要である間についてはコマンドのメニューを表示させ続けられる手段の提供を目的とするものである（【0006】）。

### イ 本件各発明の作用・効果

本件各発明は、入力手段における命令ボタンが利用者によって押されてから、離されるまでの間に、ポインタの位置を移動させる命令を受信すると、画像データである操作メニュー情報を出力手段に表示し、ポインタの指定により命令が実行され、記憶手段に記憶されているデータの状態に応じた操作メニュー情報が出力手段に表示される構成を採用し、当該データ状態に適合した操作メニュー情報が表示される（段落【0041】）。

図1は命令ボタンが押され操作メニュー情報が表示された画面の例である。マウスポインタ1は反転表示されているテキスト「テスト品質」の右下にある。画面の右側，下側のハッチング表示されている領域が、操作メニュー情報101～105である。

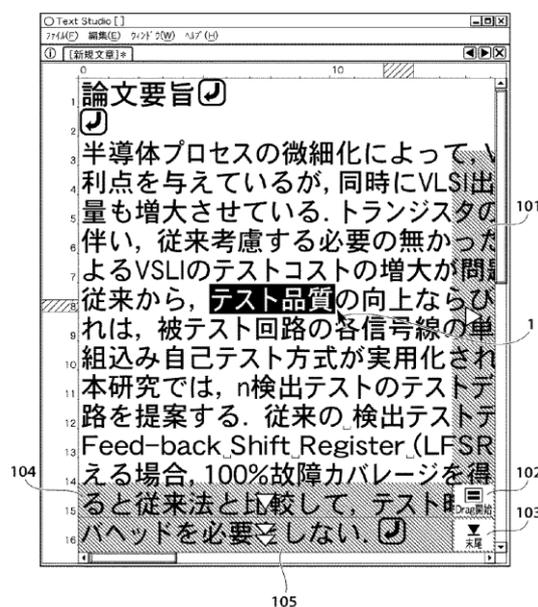


図1：本件特許の図5

操作メニュー情報101は右方向にビューを変化させることを表す操作メニューであり、操作メニュー情報104は下方向にビューを変化させることを表す操作メニューであり、操作メニュー情報105は操作メニュー情報104よりも早いスピードで下方向

にビューを変化させることを表す操作メニューである。さらに、操作メニュー情報102はドラッグ開始位置までビューを変化させることを表す操作メニューであり、「ドラッグ開始位置」とは、システム利用者が入力手段30としてのマウス・キーボードにおける命令ボタンを押した際（開始動作命令を行った際）のポインタ1の座標位置を意味する。また、操作メニュー情報103はビューの最下部までビューを変化させることを表す操作メニューである。

マウス・キーボードを使ってポインタ1を各操作メニュー情報（101～105）に指定し、所定の時間が経過すると、操作情報42において当該指定した操作メニュー情報に関連付いている命令が実行される。

命令ボタンが利用者によって押されてから離されるまでの間、操作メニュー情報をポインタで指定することによって、継続的な操作が可能である。また、命令ボタンが離されると、表示されていた操作メニュー情報の表示が終了するという効果を奏する（段落【0051】）。

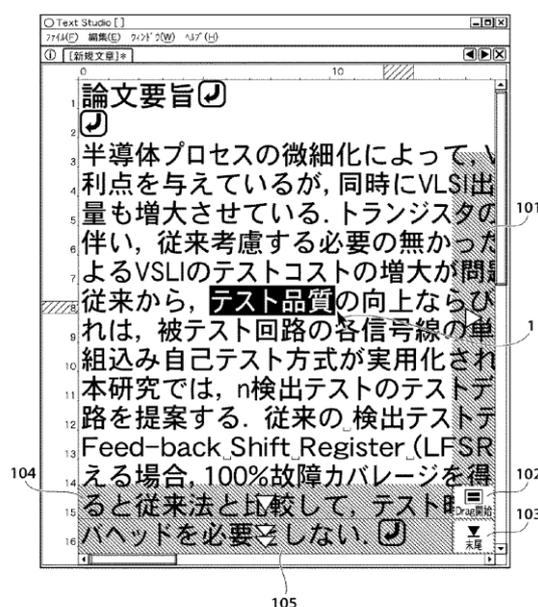


図1：本件特許の図5

### (3) 経過

本件発明に係る特許出願の経過は、以下のとおりである。

- 平成17年11月30日 PCT国際出願 (PCT/JP2005/022027)
- 平成20年 4月14日 国内移行
- 平成20年 4月21日 審査請求
- 平成22年 7月 1日 拒絶理由通知
- 平成22年 8月26日 応対記録 (電話面接)

平成22年 8月29日 意見書, 補正書提出

平成22年 9月30日 特許査定

平成22年10月22日 設定登録

### 3. 被告製品及び本件ホームアプリ

本件ホームアプリは、被告製品（スマートフォン）がインストールされているソフトウェアである。本件ホームアプリは、電源投入後に最初に起動するアプリケーションソフトであり、ホーム画面上に複数のショートカットアイコンを表示する。利用者は、このショートカットアイコンにタップ操作又はクリック操作を行うことで、ショートカットアイコンに関連付いた他のアプリケーションソフトを利用することができる。ホーム画面は複数ページあり、画面には通常、1ページのみが表示される。

本件ホームアプリでは、利用者が任意のショートカットアイコンを任意のページの任意マス目の位置に配置する、並べ替え操作をすることができる。この並べ替え操作は次のとおり行うことが可能である。

ホームアプリでは、利用者が、移動させたいショートカットアイコンをロングタッチし、ドラッグ操作をすることにより当該ショートカットアイコンを移動させることができる。図2はショートカットアイコンをドラッグしている状態を示す画面である。ショートカットをドラッグしている状態では、表示しているページ（2ページ）が縮小表示され、表示しているページの前ページ（1ページ）の一部が上部に、表示しているページの後ページ（3ページ）の画面の一部が下部に表示される。



図2<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 判決文別紙の図6

ドラッグしているショートカットアイコンを移動し、表示されている後ページの一部に重ねると、画面がスクロールを開始する。ショートカットアイコンを後ページの一部に重ねた状態を継続すると、表示ページが後ページ（3ページ）に切り替わる。



図 3 A:スクロール開始<sup>2</sup>



図 3 B:切り替わった状態<sup>3</sup>

ショートカットアイコンを後ページの一部に重ねた状態を継続すると、表示がさらに後のページに切り替わる。

<sup>2</sup> 判決文別紙の図 1 0 の 2

<sup>3</sup> 判決文別紙の図 1 1

ショートカットアイコンをドロップすると、表示しているページに配置される（図4<sup>4)</sup>）。



図4：移動完了

#### 4. 争点

原審での争点は、以下のとおりである。

(1) 被告製品に係る、本件各発明の構成要件充足性（争点1）

- ア 「入力支援」（構成要件A 2， C 2）について（争点1-1）
- イ 「ポインタ」（構成要件B， E， F）について（争点1-2）
- ウ 「操作メニュー情報」（構成要件B， E， F， G）について（争点1-3）
- エ 「命令ボタン」（構成要件D， G）について（争点1-4）
- オ 「入力手段を介してポインタの位置を移動させる命令を受信する」と「操作メニュー情報」を「表示する」（構成要件E）か否か（争点1-5）
- カ 「操作メニュー情報がポインタにより指定される」と「操作メニュー情報に関連付いている命令」を「実行」するか否か、及び「操作メニュー情報がポインタにより指定されなくなるまで当該実行を継続する」（構成要件F）か否か（争点1-6）
- キ 「操作情報」（構成要件B， E， F）について（争点1-7）
- ク 「利用者からの命令を受け付ける入力手段」（構成要件A， H 1）について（争点1-8）

(2) 本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものか否か（争点2）

- ア 乙7に基づく新規性・進歩性欠如（争点2-1）

---

4 判決文別紙の図16

- イ 乙7及び乙8に基づく進歩性欠如（争点2-2）
  - ウ 明確性要件の欠如（争点2-3）
- (3) 損害の発生の有無及び損害額（争点3）

本件控訴審では構成要件Bの「操作メニュー情報」について（争点1-3）のみ判断された。

## 5. 裁判所の判断

### (1) 構成要件Bの「操作メニュー情報」の意義

裁判所は請求項3の記載に基づき、「構成要件Bの『操作メニュー情報』は、『ポインタの座標位置によって実行される命令結果を利用者が理解できるように前記出力手段に表示するため』の『画像データ』であり、出力手段に表示され、利用者が『実行される命令結果』を理解できるように構成されていることを理解できる。」と認定した。

さらに、裁判所は、明細書の段落【0012】、【0081】、【0083】、【0085】、及び図6ないし図8の記載に基づき、「本件明細書には、『操作メニュー情報』に関し、ポインタの構成要件Bの『操作メニュー情報』は、『ポインタの座標位置によって実行される命令結果を利用者が理解できるように前記出力手段に表示するため』の『画像データ』であり、出力手段に表示され、利用者がその表示自体から『実行される命令結果』の内容を理解できるように構成されていることを要するものと解される。」と判断した。

### (2) 被告製品における「操作メニュー情報」（構成要件B）の具備の有無

裁判所は、「被告製品の『上ページ一部表示』（筆者注：図2の前ページの一部）及び『下ページ一部表示』（筆者注：図2の後ページの一部）は、別紙『乙2の2の説明図』の図6等に示すように、『縮小モード』の状態では、IGZO液晶表示ディスプレイの画面上に表示される長形状上の画像データであるが、その表示には『実行される命令結果』の内容を表現し、又は連想させる文字や記号等は存在せず、利用者がその表示自体から『実行される命令結果』の内容を理解できるように構成されているものと認めることはできない。」（下線は筆者、以下同様）と判断した

また、裁判所は、『利用者が、縮小モードの状態では、1つ上のページ又は1つ下のページの一部を表示した画像である『上ページ一部表示』又は『下ページ一部表示』を見て、『上ページ一部表示』又は『下ページ一部表示』までドラッグすれば、上ページ又は下ページに画面をスクロールさせることができるものと考え、実際にそのように画面をスクロールさせる操作をしたとしても、それは、『上ページ一部表示』又は『下ページ一部表示』の表示自体から『実行される命令結果』の内容を理解するのではなく、操作の経験を通じて、画面をスクロールさせることができることを認識するにすぎないものといえる。』と認定した。

そして、裁判所は、「被告製品の「上ページ一部表示」及び「下ページ一部表示」は、利用者がその表示自体から「実行される命令結果」の内容を理解できるように構成された画像データであるものと認めることはできないから、構成要件Bの「操作メニュー情報」に該当しない。」と判断した。

### (3) 構成要件Bの充足性

裁判所は、被告製品は、構成要件Bの「操作メニュー情報」を備えていないから、被告製品及び被告製品にインストールされた本件ホームアプリは、構成要件Bを充足するものとは認めることはできないとした。

## 6. 結論

裁判所は、本件ホームアプリは、本件発明3の技術的範囲に属するとは認めることはできず、被告製品は、本件発明4の技術的範囲に属するものと認めることもできず、控訴人の請求を棄却する判決をした。

## 7. 考察

原審では、被告製品は本件各発明の構成要件Fを充足しないから、本件各発明の技術的範囲に属しないと判断されており、被告製品は「操作メニュー情報」を備えていると判断されていた。

しかし、本件控訴審では、本件特許の構成要件Bの「操作メニュー情報」を被告製品は備えていないと判断された。構成要件Bにおける「命令結果を利用者が理解できるように」「表示する」とは、どのような意義を持つのが鍵となった。

被控訴人は、本件控訴審において、「操作メニュー情報」は、「単に利用者が命令結果を『理解することが可能』というだけでは足りず、それ自体から実行される命令結果を理解できるような画像データ、すなわち、命令結果を理解できるようにすることを意図して表示された画像データでなければならない。」と主張した。そして、本件明細書の段落【0012】、【0081】～【0083】、図6ないし図8を根拠に、「『操作メニュー情報』は、その範囲が視覚的に確認できるような画像が表示されているだけにとどまらず、当該画像の領域内に、スクロールする方向に向いている△マークが表示されているなど、その画像データにポインタを指定することによって画面がどのような変化をするかを表す記号が付してあり、当該記号があるからこそ『実行される命令結果を利用者が理解できるように』表示するための画像データということがいえるものであり、単に『理解することが可能』とされているのではなく、理解できるように構成されている画像データであるといえる。」と被控訴人は主張した。

当該主張が功を奏し、「操作メニュー情報」は、利用者がその表示自体から「実行される命令結果」の内容を理解できるように構成されていることを要するものであると、裁判所は

判断したと考える。被控訴人が、明細書の記載を裏付けとして、請求項の文言解釈を主張したことが勝因であったと考える。

もし、本件特許において、「前記出力手段に表示するための画像データであって、ポインタの座標位置によって所定の命令を実行する操作メニュー情報」と記載されていたとしたら、被告製品は「操作メニュー情報」を備えていると判断されたと考える。

一方、最初の拒絶理由通知において、請求項1, 2, 4, 5に係る発明について進歩性なし、請求項3に係る発明に進歩性ありと、判断されている。請求項3と他の請求項との発明特定事項を比較すると、「操作メニュー情報」と「操作メニュー情報にポインタが指定された場合に実行される命令と、を関連付けた操作情報」が、「データ状態情報」に関連付けられている点に、審査官は進歩性を認めたと推測する。そのため、「操作メニュー情報」は、「ポインタの座標位置によって実行される命令結果を利用者が理解できるように前記出力手段に表示するための画像データである」と定義しなくとも、審査官は請求項3に係る発明に進歩性を認めたとはいえないだろうか。

特許請求の範囲を作成した後に、技術的範囲が限定されてしまう不必要な表現が含まれていない否かを、必ず読み返して確認することの重要性を、改めて感じた次第である。

※本件特許の他の侵害事件について、以前に取り上げています。

[～技術的範囲に属さないものとして侵害が否定された判例～ 平成27年\(ネ\)第10047号](#)

以上